

川崎市債権管理条例の制定について

平成25年6月17日開催総務委員会（追加資料）

1 母子寡婦福祉資金貸付金の滞納状況について

(1) 修学資金貸付の状況

(単位 件・%・千円)

年度	22年度	23年度	24年度 (見込)	
滞納件数	4,315	3,678	4,131	
修学資金	滞納件数	1,881	2,125	
	割合 (%)	51.0	51.1	51.4
滞納額 (収入未済額)	931,209	982,098	1,014,604	
修学資金	滞納額	690,876	655,595	764,003
	割合 (%)	74.2	66.8	75.3

(2) 返済が困難となっている状況

母子寡婦福祉資金貸付金の滞納状況の傾向として、滞納繰越となると極端に収納率が低くなることから、現年度で滞納(=100%-収納率)となっている割合が高いことは、返済が困難な債務であるということが出来ます。

(単位 %)

年度	22年度	23年度	24年度 (見込)	
収納率	現年度分	70.1	70.9	72.9
	滞納繰越分	3.6	4.6	4.6
	合計	21.9	21.7	21.6

【母子寡婦福祉資金貸付金】

母子福祉資金貸付金は、母子家庭の母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県、指定都市又は中核市から貸付けを受けられる資金で、母子家庭の母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的とする貸付金

2 滞納債権の状況等について

(1) 主要11債権の高額滞納者の割合・個人最高の滞納額

(単位 %・千円)

債権名	高額滞納者割合 (100万円超滞納)	個人最高滞納額
国民健康保険料	2.0	2,927
介護保険料	0.0	235
生活保護費返還金	6.5	14,571
生活資金貸付金	0.0	50
要保護世帯奨学資金 貸付金	0.0	288
高齢者住宅整備資金 貸付金	50.0	3,000
母子寡婦福祉資金貸 付金	16.5	5,481
保育所運営費負担金	0.4	1,701
住宅使用料	16.0	6,415
ごみ処理手数料	19.3	3,929
入院・外来自己負担 未収金	0.4	7,413

(2) 主要11債権の滞納件数・滞納額

(単位 上段 件 下段 百万円)

債権名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (見込)
国民健康保険料	—	315,004	318,859	268,580	247,607	220,602
	14,501	14,572	13,825	12,365	11,708	10,464
介護保険料	139,140	147,780	142,335	140,947	133,916	139,570
	546	606	592	580	549	589
生活保護費返還金	7,675	7,833	8,153	8,245	8,486	8,580
	1,454	1,507	1,684	1,839	2,053	2,334
生活資金貸付金	27,081	27,057	27,290	27,259	27,084	27,018
	99	100	101	102	102	102
要保護世帯奨学資金 貸付金	374	367	360	340	327	318
	50	50	49	47	46	45
高齢者住宅整備資金 貸付金	76	76	70	63	61	58
	96	97	87	80	77	74
母子寡婦福祉資金貸 付金	4,311	4,234	4,265	4,315	3,678	4,131
	727	794	863	931	982	1,015
保育所運営費負担金	—	—	—	10,782	10,534	10,669
	256	234	209	185	179	168
住宅使用料	—	34,824	37,068	36,091	34,211	31,979
	919	1,019	1,106	1,131	1,077	1,013
ごみ処理手数料	52	88	108	90	103	82
	31	24	32	15	31	16
入院・外来自己負担 未収金	—	—	—	—	—	8,394
	297	348	379	377	401	417
合計	—	—	—	—	—	451,401
	18,976	19,351	18,927	17,652	17,205	16,237

※表中の「—」は未集計です。

3 条例制定の効果について（政令市8市調査）

- ・ 条例制定後、収納率が増加傾向になった。
（札幌市、千葉市、相模原市、静岡市、名古屋市、堺市）
- ・ 全庁的に債権管理に関する意識が高まった。
（札幌市、静岡市、堺市）
- ・ 台帳の整備や督促を実施し、適正な債権管理を行うようになった。
（横浜市、名古屋市）
- ・ 債権管理手順の統一化が図られ、効率的な滞納整理が可能となった。
（千葉市、浜松市、名古屋市、堺市）
- ・ 回収が見込めない債権について、適切な放棄を行うことが可能となり、債権管理の適正化が図られるようになった。
（千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市）

（お問合せ先）
財政局滞納債権対策室
（内線） 2 4 4 0 1